

◆大田市被災者生活再建支援金支給制度

- 1) 実施主体 大田市
- 2) 対象災害 被災者生活再建支援法が適用されない大田市内の自然災害
- 3) 受給者 2) により居住する住宅が全壊するなど被害を受けた世帯
- 4) 支援金限度額 300万円（被害の程度、住宅の再建方法に応じて限度あり）
- 5) 申請方法 申込書、添付書類を市へ提出
- 6) 問い合わせ先 健康福祉部地域福祉課総務管理係（0854-83-8141）

◆災害援護資金の貸付制度

- 1) 実施主体 大田市
- 2) 対象災害 島根県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- 3) 受給者 2) により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- 4) 貸付限度額 350万円（被害の種類、程度に応じて限度あり）
- 5) 所得制限 あり
- 6) 利率 保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子、据置期間経過後は年1%の利率
- 7) 据置期間 3年（特別の場合5年）
- 8) 償還期間 10年（据置期間を含む）
- 9) 償還方法 年、半年賦又は月賦
- 10) 申請方法 借入申込書を市へ提出
- 11) 問い合わせ先 健康福祉部地域福祉課総務管理係（0854-83-8141）

◆生活福祉資金貸付（社会福祉協議会）

- 1) 概要 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費
- 2) 対象 障がい者世帯、高齢者世帯、低所得世帯
- 3) 貸付限度額 150万円
- 4) 据置期間 貸付の日から6月以内
- 5) 償還期間 7年以内
- 6) 貸付利子 連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5%（据置期間経過後）
- 7) 連帯保証人 原則1人必要（なしでも貸付可）
- 8) 申し込み・問い合わせ先 大田市社会福祉協議会（0854-82-0091）